

いじめ防止基本方針

大阪府立城東工科高等学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「ユニバーサルデザインの感覚をもち、人に優しく人権感覚の豊かな技術者を育成」することを教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称 「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席1名、生活指導部長、各学年主任、保健指導部長、人権教育係、教育相談係、養護教諭、(当該担任)、(スクールカウンセラー)

(3) 役割

ア 未然防止

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題

行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催し情報の迅速な共有を行うとともに、学年、生活指導部による関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査

等の結果に基づき、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み

○いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立城東工科高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR（いじめを考える）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR（いじめをなくすために）	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「いじめ防止基本方針」のHP更新

5月	校外学習	校外学習	校外学習	P T A 総会で「いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収箱の設置
7月	いじめに関するアンケート「気になること、嫌なことはありませんか？」実施	いじめに関するアンケート「気になること、嫌なことはありませんか？」実施	いじめに関するアンケート「気になること、嫌なことはありませんか？」実施	第2回委員会(進捗確認、いじめに関するアンケート計画立案(日時、内容、手順、対応等の確認))
8月	生徒・保護者との懇談週間 (家庭での様子の把握)	生徒・保護者との懇談週間 (家庭での様子の把握)	生徒・保護者との懇談週間 (家庭での様子の把握)	
9月				上半期のいじめ状況調査
10月	体育祭	体育祭	体育祭	第3回委員会(状況報告と取り組みの検証)
11月	文化祭	文化祭	文化祭	教職員間による公開授業週間(わかる授業づくりの推進)
12月	いじめに関するアンケート「気になること、嫌なことはありませんか？」実施	いじめに関するアンケート「気になること、嫌なことはありませんか？」実施	いじめに関するアンケート「気になること、嫌なことはありませんか？」実施	いじめに関するアンケート計画立案(日時、内容、手順、対応等の確認)
	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収箱の設置
1月 2月 3月	生徒・保護者との懇談週間 (家庭での様子の把握)	生徒・保護者との懇談週間 (家庭での様子の把握)	生徒・保護者との懇談週間 (家庭での様子の把握)	第4回委員会(年間の取組みの検証)

5 取組状況の把握と検証 (P D C A)

いじめ防止等の取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会は、原則として年に4～5回、検討会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

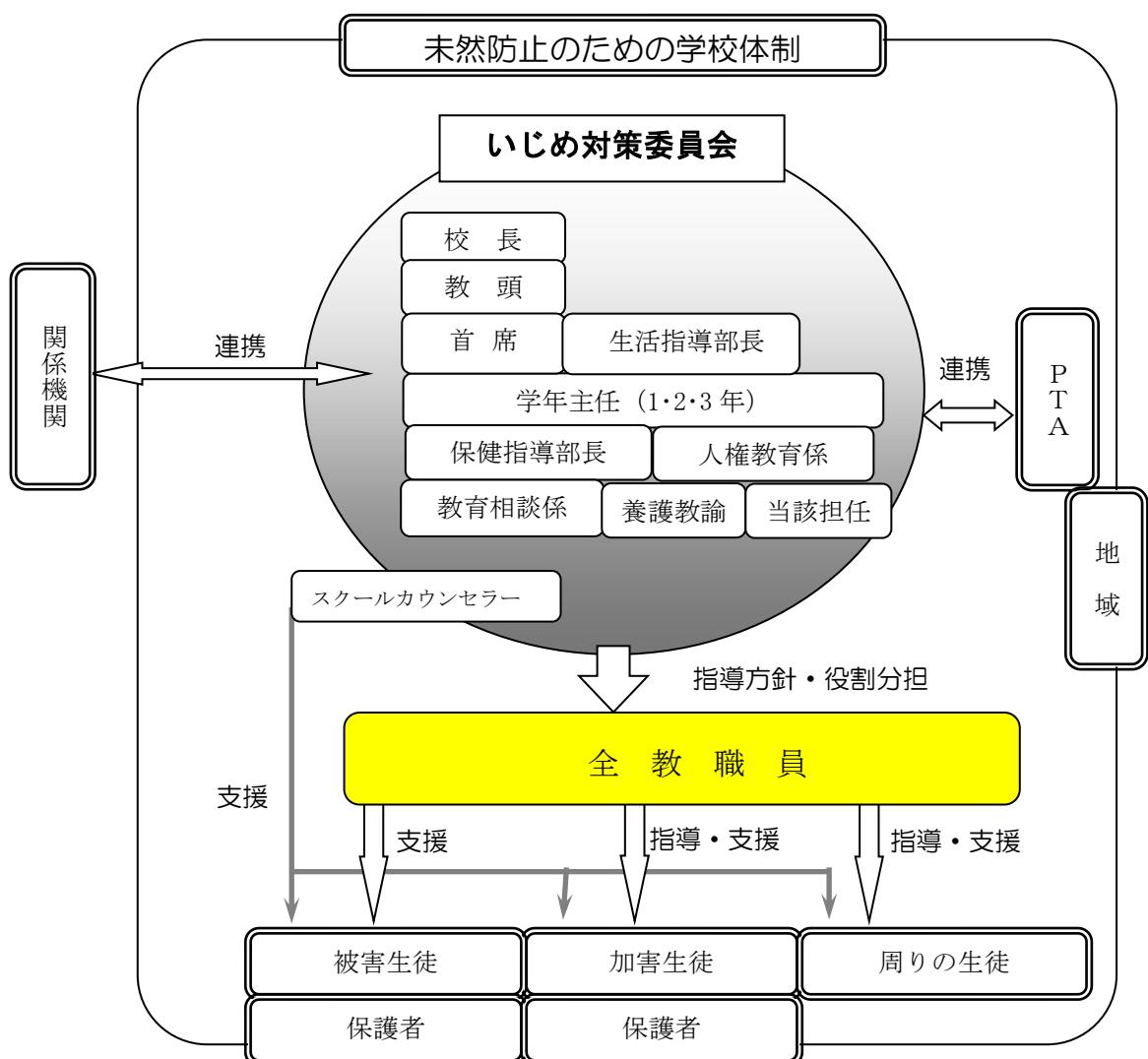
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集

団としての質を高めていくことが必要である。

- ① いじめ対策委員会を中心として、すべての教職員がいじめの未然防止に努め、生徒にとって「安全で安心できる学校」を創造するために全力で取り組む体制を確立する。
- ② 生徒にとって「安全で安心できる学校」を創造するために、次の4点に特に留意して、いじめを未然に防止する。
 1. いじめに関して教職員の共通理解をはかる。
 2. 生徒がいじめに向かわない態度や能力を育成する。
 3. いじめを許さない学校づくりに努める。
 4. 生徒自らがいじめ防止に取り組む。

【学校体制】



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめ対策委員会を中心に定期的に校内研修を企画及び実施し、すべての教職員がいじめについて共通認識を持つように努める。また、すべての教職員は決していじめを許さないという姿勢を堅持し、日々の教育活動を通して人権が尊重される学校づくりを進めるために協力する。

生徒に対しては、いじめの未然防止の観点も含めた人権教育を実施する。その中で、生徒自身が互いを尊重し高め合い、いじめを許さない学級・学校をつくることの大切さを理解させる。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め尊重し合える態度を養うことや他者と円滑にコミュニケーションを図ることのできる能力を育てる。

そのために、すべての教職員は生徒が他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認めることができる人格に成長するよう支援する。また、すべての教職員は生徒に「嫌な言葉をつかわず、互いに励まし合えるような言葉をつかう」ことの大切さを指導するなど、生徒が互いの人格を尊重する態度を育み、適切な友人関係をつくれるよう努める。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうるという観点を保持し、生徒の人権が守られるよう、すべての教職員がいじめの防止に取り組む。そのために、いじめの態様や特質、原因、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や会議などを通して平素から教職員全員の共通理解を図っていくよう努める。

分かりやすい授業づくりを進めるために、すべての教職員は授業中の生徒のようすを常に観察し、小テストや考查などを通して学習内容が理解できているかを検証するよう努める。生徒は「わかる」喜びを実感できることによって、学力に対する自信のなさや不安を払拭できるのであり、教職員は、そのためにも常に授業を工夫することが重要である。なぜなら、授業が生徒にとってストレッサー（ストレスをもたらす要因）になりえるのであり、生徒の中に蓄積されたストレスがいじめの起因となる危険性が高まるからである。なお、「分りやすい授業づくり」のために授業アンケートの結果も参考にする。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、すべての教職員は生徒に対して、互いの人格を尊重しながら適切な友人関係をつくっていくことの大切さを指導するとともに、特に学級集団においては、すべての生徒が活躍でき、クラスのために貢献する喜びを持てるよう配慮する。また、インターンシップなどの就業体験やボランティア活動などの社会体験の機会を通して、生徒の社会性の育成に努める。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、「城工生未来づくり宣言」にある「高めよう 自律心を！ 育てよう 大きな夢を！ 伸ばそう 社会に貢献する力を！」という呼びかけなどを生徒に行う中で、生きていく上で大切なことや本校で学ぶ目的などを理解させる。また、ものごとを常に多角的な視点から考える力やストレスがあっても負けない精神力を養い、ストレスを適切にコントロールすることの重要性を理解させる。さらに、ストレスや悩みなどを抱えている生徒が相談しやすい教育相談体制を確立・維持する。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、すべての教職員は自らの指導が適切であるかどうかについて常に省みるとともに、校内研修や公開授業などを通して、教職員としてふさわしい人格の形成及び学習指導・生活指導などを適切におこなうことができる教育力の向上に努める。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、すべての教職員は、学級や学校の中ですべての生徒が尊重される雰囲気をつくり、遠足や文化祭・体育祭などの学校行事において生徒が主体的に参加し、互いに協力しながら活動する機会をつくるよう配慮する。また、授業や課外活動においても生徒どうしが協力しながら学習や実習、ものづくりに取り組む機会をつくるよう努める。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒会によるいじめ撲滅宣言や集会などでの呼びかけ、いじめ防止のためのポスターの募集及び掲示、いじめ被害に関する相談箱の設置などを検討する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、より良い集団にしていくこうとする熱い行動力が求められている。

- ① すべての教職員は、日々の教育活動の中で生徒のようすに変化が生じていないか常に細心の注意を持って接するよう努める。また、生徒の入学から卒業まで、常に保護者との連携を密にはかり、信頼関係を築き、いじめの未然防止に努める。
- ② すべての教職員は、生徒のようすや学習態度などについて常に情報交換を行い、情報を共有するよう努める。小さな兆候であっても、必要があればすぐに個人面談を行うとともに、学年、生活指導部を中心に複数の生徒から事情を聴取した上で、いじめ対策委員会を中心として教職員が協力しながら対応を協議し、早期発見・早期対応に努める。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを原則 6 月と 12 月に実施する。

相談室を常設し、課業期間の昼休みは担当教員が常駐し定期的な教育相談を実施する。また、スクールカウンセラーが定期的に、生徒、教職員、保護者に対する教育相談を行う。このような教育相談においては、部屋の雰囲気を含め相談しやすい環境を整えるよう配慮する。

日常の観察として、担任や授業担当者、部顧問は、HR や授業、部活動において、生徒一人一人に変化が生じていないか常に観察する。また、すべての教職員は、登校指導や校内巡視などを通して、生徒の登校時間や休み時間、放課後のようなすを観察するよう努める。このような中で気づいた情報を共有し、必要があれば速やかに個人面談や事情聴取をするなど早期に対応する。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、合格者説明会や入学式などにおいて、生活指導部（人権教育推進係）から、保護者に対して「本校はいじめを許さない学校であり、気になることがあれば、すぐに担任へ連絡してほしい」旨伝える。また、担任からのクラス・ニュースや保護者懇談、アンケート、本校のHPにおける掲示などを通して、家庭で気になるようすがあれば連絡してほしい旨伝えるよう努める。このような方策を実施する中で、常に保護者と連携しながら生徒を見守るよう努める。以上のこととともに、いじめ対策委員会は、学校協議会などで提出された意見などを参考にして、保護者と連携して生徒を見守る体制をより強化していくよう努める。

(3) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、生徒に対しては担任による個人面談（保護者を含めた三者懇談を含む）を定期的に実施し、さらに生徒相談室を開室して生徒からの相談に対応する。保護者からの相談については、担任や学年主任、スクールカウンセラーなどが対応する。教職員からの相談については、いじめ対策委員会の長や校長、教頭、スクールカウンセラーなどが対応するなど心理的な抵抗なく相談できる教育相談体制を確立する。

(4) 生徒及び保護者に配布する案内やクラスに掲示するプリント、ポスターなどにより、教育相談体制を広く周知する。

教職員対象のアンケートや生徒・保護者に対するアンケートなどをふまえて、教育相談体制が適切に機能しているかなど定期的に点検する。

(5) すべての教職員は生徒のプライバシーの権利を守るために、教育相談等で知り得た生徒の個人情報については学校内での情報共有や協議のためにのみ使用できるものとし、決して教職員以外の者や学校外に漏らしてはならない。また、漏えいや紛失が発生しないよう、生徒の個人情報については慎重に取り扱うように努める。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのようにして、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、速やかにその場での行為を止め、また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は、問題を一人で抱え込みず、速やかに学年主任や関係分掌長等に報告し、いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。被害生徒の心のケアを最優先として学年、人権教育係、教育相談係が連携して対応する一方、生活指導部を中心に速やかに関係生徒から事情を聴きとり、集約した事実に基づき、いじめ対策委員会でいじめの有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。

(4) 被害・加害生徒の保護者への連絡については、保護者に来校いただくか、家庭訪問により直接会って対面で丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認とともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営とともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワーメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重とともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報」に関する科目などにおいて、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。